

診療報酬改定 2026

医科

疑義解釈(その2)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より4月1日付で「疑義解釈(その2)」が出された。以下、主な項目を抜粋等で編集の上で紹介する。なお、全容や詳細は協会ホームページ「いい医療ドットコム」(https://www.iiry.com/)等をご参照いただきたい。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 初診料の電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

【在宅療養支援診療所・病院】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 「患者の求めに応じて、24時間往診が可能」な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患者に提供していることとあるが、氏名を明らかにせずに説明することは可能か。

【処方料】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 在宅医療の第1節又は第2節の所定点数を算定し、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について院内処方を行った場合に、調剤料、処方料、薬剤及び調剤技術基本料は算定できるのか。

【処方箋料】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 在宅医療の第1節又は第2節の所定点数を算定し、在宅において患者が自己注射を行う薬剤について、保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に院外処方箋を交付した場合に、処方箋料は算定できるのか。

【外来・在宅ベースアップ評価料】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5及び注6において、「令和8年3月31日時点において評価料を届け出ている保険医療機関」とあるが、令和8年3月から算定を開始する保険医療機関又は令和8年4月から算定を開始する保険医療機関(訪問看護ステーション)は含まれるのか。

歯科

疑義解釈(その1・2)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より3月23日付で「疑義解釈(その1)」、4月1日付で「疑義解釈(その2)」が出された。以下、主な項目を抜粋・一部太字等で編集の上で紹介する。なお、全容や詳細は協会ホームページ「いい医療ドットコム」等をご参照いただきたい。

【初診料】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 初診料の注1の施設基準(歯初診)に規定する、新興感染症に対する対策の研修について、「(抗菌薬の適正使用を含む)」が追加されたが、どのような内容の研修が該当するのか。

※編注: 令和8年(2026年)4月22日開催(WEB限定)の神奈川県保険医協会特別研究会「歯科医療安全対策講習会(偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、院内感染防止対策、感染経路別予防策及び新型コロナウイルス感染症等感染症等に対する対策・発生動向等)」に「抗菌薬の適正使用」も含まれております。

【電子的歯科診療情報連携体制整備加算(歯DX)】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 令和8年(2026年)5月31日において既に医療DX推進体制整備加算(歯DX)及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年(2026年)6月1日以降に電子的歯科診療情報連携体制整備加算(歯DX)及び電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

※編注: 歯DX既届出医療機関が2026年6月1日以降に歯DXを算定する場合には、2026年5月7日～同年6月1日(必着)までに関東信越厚生局神奈川事務所への届け出が必要となります。

【歯科疾患管理料(歯管)】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 歯科疾患管理料(歯管)について、令和8年度(2026年度)診療報酬改定において、有床義歯に係る治療のみを行う患者に対しても算定可能とされたが、傷病名がMTや義歯不適合(義歯フテキ)等の有床義歯に係る病名のみの場合も算定可能か。

【特別管理加算(特管)】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 歯科疾患管理料(歯管)の注12に規定する特別管理加算(特管)における、「障害者歯科治療」と団法人日本障害者歯科学会の「日本障害者歯科学会研修は、具体的にはどのようなものか。カリキュラムを参考とすること。

(参考) 日本障害者歯科学会研修カリキュラム https://www.jsdh.jp/media-download/215/f80e3591f003252e/

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 特別管理加算の施設基準における都道府県等との連携とは、都道府県等からの委託を受けた保険医療機関が、障害者に対する歯科診療の提供や事業を実施する場合も、これに含まれるか。

【歯周病患者画像活用指導料(口画像)】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 歯周病患者画像活用指導料について、「歯周病検査を実施する場合において」とあるが、歯周病検査の実施日以降に行う必要があるのか。

【口腔機能実地指導料(口指導)】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 口腔機能実地指導料(口指導)の施設基準に規定する研修について、「歯科医師又は歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する」とあるが、具体的にどのような団体又は学会か。

※編注: 令和8年(2026年)5月15日に神奈川県保険医協会特別研究会「口腔機能実地指導料施設基準研修会」を開催(WEB限定)いたします。

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 口腔機能実地指導料(口指導)の施設基準について特掲診療料施設基準通知において、「令和9年(2027年)5月31日までの間、1の(1)に該当するものとみなす」とされているが、「口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等(入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含むも)」に係る研修に関する記載は、令和9年(2027年)5月までに受講予定であることを記載すればよい。ただし、令和9年(2027年)6月診療分及び実地指導方法等(入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含むも)に係る研修に関する記載は、令和9年(2027年)5月までに受講予定であることを記載すればよい。ただし、令和9年(2027年)5月までに受講予定であることを記載すればよい。ただし、令和9年(2027年)5月までに受講予定であることを記載すればよい。

※編注: 令和9年(2027年)5月診療分までの口指導の届け出にあたっては、「研修受講予定」ということで問題ありません。ただし、その際、令和9年(2027年)5月までに研修受講の上で再届けが必要になりますので、ご注意ください。

【画像診断】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 画像診断の「通則2」及び「通則3」の規定により、所定点数の100分の50に相当する点数を算定する場合について、例えば、以下の場合における、同日に撮影した2枚目の診断料と撮影料の取扱い如何。①根尖性歯周炎(Per)を診断するために歯科エックス線撮影により1枚撮影した後、当該疾患の確定診断を行うために同様の撮影で偏心撮影により1枚撮影した場合②根尖性歯周炎(Per)を診断するために歯科エックス線撮影により1枚撮影した後、根管形態の確認等を行うために歯科用3次元エックス線断層撮影により1枚撮影した場合③根尖性歯周炎(Per)を診断するために歯科エックス線撮影により1枚撮影した後、根管充填を行い、状態の確認のために同様の撮影により1枚撮影した場合④歯周病及び歯肉炎を診断するために歯科パノラマ断層撮影により1枚撮影した後、当該撮影において診断が困難な歯肉の確定診断を行うために歯科用エックス線撮影により1枚撮影した場合⑤両側大臼歯の抜歯のために歯科パノラマ断層撮影により1枚撮影した後、抜歯窩の確認のために、再度、同様の撮影により1枚撮影した場合

【歯科口腔リハビリテーション料1(歯リハ1(1))】

Table with 2 columns: 質問, 回答. Content: 病名がMTのみの患者に対して、新製有床義歯管理料(義管)を算定した月と同日に、口腔機能の回復又は維持を目的とした新製有床義歯の調整又は機能的指導を行った場合は歯科口腔リハビリテーション料1の「1有床義歯の場合(歯リハ1(1))」は算定可能か。